

第5回相談支援事業所連絡会「サポサポ」開催報告

【開催日時】 令和元年10月16日(水) 15時~17時

【開催場所】 ふれあい22 3階会議室

【出席者】 合計39名

○相談支援事業所・・・17名 / 12事業所

エール：2名、相談支援事業所みらい：2名、カーラ：1名 まつのみ：1名
サポートネット松戸：1名、聖隷はぐくみ松戸：1名、松戸あんしんサポート：1名
ふれあいネット松戸：1名、ヒューマンサポート：5名、JOY:1名、ハートココ1名

○地域包括支援センター・・・12名 / 9事業所

明第2西：1名、明第東：1名、本庁：2名、常盤平：1名
常盤平団地：2名、五香松飛台：2名、六実六高台：1名
小金：1名、小金原:1名

○通所施設・・・2名 / 2事業所

ミラトレ新松戸:1名、松寿苑工ミシア松戸六実：1名

○その他・・・8名 / 4カ所

松戸市社会福祉協議会：2名、基幹相談支援センター：1名
ほっとねっと：1名、障害福祉課：4名



第1部：グループトーク

テーマ：“お金に関する相談の対応について”

「お金がない！」相談にも色々ある...
みんなどうしてる？

1) お金はあるのに(生保・年金)生活困窮

- ・月末になると一時的に生活困窮。金銭・家計管理のできない人が多い。⇒ 緊急的にフードバンクの支援。
- ・計画的な金銭管理ができず、家賃、公共料金、保険料などを滞納してしまう。
- ・精神的な淋しさから、ついつい年金振込当日に知人にお金を渡してしまう。(後見あり)
- ・年金生活の両親が50代の息子に毎月5万の小遣いを渡している。⇒ 息子の自立のため定期的な面談。
- ・高齢の親と発達障害の娘、娘の無駄使いでお金がない。⇒ 生活費の洗い出し。
- ・生保と年金受給、金銭管理ができず、借金やローンを組む。⇒ 家族と社協で借金総額を整理。
- ・お金が無くて介護保険料、医療保険2年滞納し、生保申請したら隠し財産800万。
⇒ 800万から滞納分を支払う。
- ・就労移行支援事業に通っているが、金銭管理が苦手。
⇒ 日常生活支援事業、ほっとねっと自立支援センター。

★障害者・高齢者で希望があれば、社協の日常生活自立支援事業につながる場合もある。

★能力があって金使いが荒いだけの人への対応は、ケースバイケース。

※当人が支援を拒否する場合も・・・



本人が65歳以上で保障人も65歳以上・・・。
転宅費を借りられない、保証人がいない人が多いと思う

生活保護に罪悪感を感じてしまい、頑なに拒否される方がいる。
生活はギリギリ、安否確認で訪問してます

2) 本当にお金が無いのに、本人は我慢

- ・ライフラインが止められ、同居親族が出て行ったが、勝手なことは出来ないと生保申請しない。
⇒ 生保申請につなげたい。
- ・年金が少なく生活費が足りないが、生保に対する罪悪感があり生保申請しない。
- ・水道も止まり、公園の手洗い場で身体を洗う。金使い荒く、支援は拒否し何とか生活。
- ・家族皆に障害あり、お金はない。父は責任感から支援拒否だが競馬はする。
⇒ フードバンク、CoCo、地域包括が介入。

★生活保護に対する思いも様々。「社協は自由を奪われるから嫌！」と拒否する方も...

3) 高齢者の生活困窮

- ・携帯が無くて救急車を呼べなかった。携帯を一括購入したら生活費が無くなり、アパートの更新も重なり、お金が無くなった。(年金は32万/2ヶ月)
⇒ 緊急的にフードバンク、法外援護金を利用、その後日常生活自立支援事業につなぐ。
- ・家賃を滞納しているURから転居したいが、連絡先となる携帯を買うお金が無い。
- ・要介護1、生保。ヘルパー代がもったいないとサービス利用は拒否。ギリギリのつましい生活。
⇒ 包括が週2回訪問。
- ・具合が悪くなくても病院までのタクシー料金が払えない、もったいないなどで病院に行かない。這ってでも自力でいく。

★生活困窮の場面でも、高齢と障害で違いが見えてくる

…高齢者の場合は仕事もあまりできないので収入のあてがなく、どうにもならないことが多い。
⇒ 資産を売却するか、生保を申請するか。
生活保護の申請についても、年齢によって変わる(最低生活費など)。

4) ボーダーの人の生活困窮

- ・夫は難病だが、難病指定に入らないため障害認定を受けられない。夫婦でアルバイト生活をしているが、病気があるので、他の人と同じようには働けない。
- ・仕事をしていた母が介護保険2号被保険者になり、世帯の全収入減。家のローンを組んだばかり。
- ・今は親が残してくれたお金で生活しているが、数カ月後には無くなってしまう。
- ・68歳女性単身、膝が悪く退職。預金無し、働けずお金もない。母の年金で生活。持ち家の売却希望。
- ・高次脳機能障害(片麻痺)50歳男性、パートナー40代後半(男性)日雇い。日雇いの仕事だけで二人の生活を支えている。年金を収めておらず、障害者年金は貰えず、ギリギリの生活。

第2部：事例紹介・制度案内

⇒ **生活困窮の事例に沿って、実際に活用した各種制度を社会福祉協議会の方等に解説していただきました**

●事例紹介(ほっとねっと 大田さん)

- 手持ちの現金が不足して、今食べるものがない! ⇒ フードバンクの利用(制度解説その1へ)
- 就職は決まったが、お給料は2ヶ月後でそれまでの生活費がない!
⇒ 生活保護の申請(制度解説その2へ)
- 生活保護申請は済んだが、ライフラインの未払いがあり、間もなく止められそう!
生活保護の決定が出るまでの生活費がない! ⇒ 法外援護金の申請(制度解説その3へ)

●各制度について解説：社協(原さん、岩月さん) 生活保護(障害福祉課 菊澤さん)

【その1】フードバンクについて

- ①松戸市社協フードバンク松戸 (松戸市民が松戸市在住の人のために寄付した食料)
 - ②フードバンク千葉 (生活保護の人はケースワーカーを通してフードバンク千葉から送られる)
- ★一時的な応急処置のため、利用は原則1回、社協相談員の訪問面談や、食料の受け取り同意書の提出が必須

【その2】生活保護について

⇒ 「生活保護のしおり」を基に説明、申請から14日以内に保護決定が通知される。

【その3】法外援護金について

⇒ 被保護世帯対象。応急的な援護として少額の援護金を給付。ただし、年1回のみ。

- ①緊急生活援護金 : 1名につき1日1,000円。上限7日間。
- ②法外援護旅費 : 500円(仕事の面接等の交通費が必要な旅費)
- ③それ以外の援護金 : ライフライン停止、常時飲んでる薬が買えない。
給料日までのつなぎとして給付。



●その他解説・質疑応答

- ☆ 緊急生活援護金以外の上限3万の給付とは？
⇒ 必要額を計算して給付。丸々3万の給付はない。まずは相談を！
- ☆ 松戸市自立相談支援センター（生活困窮者対策事業）って何？
⇒ 仕事、預金、ひきこもり、貧困など多岐にわたる相談窓口です。（松戸市役所本館3階）
- ☆ 日常生活自立支援事業ってどんな内容？
⇒ 松戸市在住の高齢者や15歳以上で判断能力が十分でない障害者が対象の支援。
財産管理（各種支払い、預金の出入金の手伝い）財産保全（書類、通帳、印鑑の預かり）等。
- ☆ 生活福祉金貸付制度 ⇒ 各種貸付あり、連帯保証人がいると無利子で借りられるが審査はある。

フードバンクって2通りあって、その人（家族）が必要なものを聞き取りしてから渡してくるのね！

法外援護金や緊急生活援護金、日常生活自立支援事業…etc
社協の守備範囲って、とても幅広いんだな～



◎参加者の意見・感想◎

- ・生活困窮になる原因は様々であることがグループ討議から理解できた。障害上の特性が原因で適切な金銭管理ができないが、本人が納得すれば成年後見制度や日常生活支援事業に結びつきやすい。
- ・生活困窮に関するケースは多いので、取り上げてもらってよかったです。法外援護金のことをよく知りませんでした。大変勉強となりました。
- ・生活困窮者対策事業は整備されているが、本人の意思により利用に結びつかないこともある（人によって「生活の質」に対する考えは様々）。自己選択をどこまで尊重すべきか、適切な介入のタイミングなど、様々な課題があるテーマだと思う。
- ・緊急援護を利用した後の、生活の再建こそが大切。自立するまで伴走してくれる相談員の存在は大きいと感じました。
- ・利用者さんがフードバンクまつど、法外援護で助けてもらったことがあります。自分でも少しでもお役に立てる方法があることがわかり、とても良かったです。
- ・2時間あっという間で、グループワークではざっくばらんに話せたので良かった。

【次回以降の予定】

○相談支援事業所連絡会「サポサポ」

《テーマ：発達障害 事例検討》

- ◎日時 : 《第6回》 令和元年12月18日(水) 15時～17時 (発達障害のある児童)
- 《第7回》 令和2年 1月22日(水) 15時～17時 (大人の発達障害者の支援)
- ◎場所 : ふれあい22 3階研修室